

米国電子証拠判例 2016-17年前半

東京工業大学 金子宏直

Sunderland v. Suffolk Cty.

(E.D.N.Y. June 14, 2016), 2016 WL 3264169

- ▶ 私物PCのディスカバリ
- ▶ 市民権訴訟において、原告は裁判所に被告らの（私物）PCと電子メールアカウントから特定の文書を検索し証拠提出するように強制する申し立てをした。
- ▶ 被告らの業務用コンピュータとアカウントは検索できるが、PCはディスカバリ可能ではないと反論した。
- ▶ 裁判所は2015年12月改正後でもPCにある個人の文書が、FRCP 26(b)(1)に定める関連性をもつとして、証拠提出の強制を命じたとき原告の申し立てを与えた。
- ▶ 理由：私物PCやアカウントに業務用コンピュータに比べて多くの関連する文書が保存されているという事件の性質を重視。
- ▶ ディスカバリが著しく負担だとしなかったのは、被告らがPCを使用して、限定した範囲の検索に同意しており、かつ、（原告も）フォレンジックによる検索は不要としたから。

WAL-MART STORES, INC., et al. v. TEXAS ALCOHOLIC BEVERAGE COMMISSION,
et al. No. A-15-CV-134-RP, (W.D.Tex. April 10, 2017)
2017 WL 1322247

- ▶ ウォールマート（以下W社）がテキサス州酒類委員会（以下委員会）による蒸留酒の販売許可について販売店数等を制限する州法が、州外の事業者の商業活動の平等差別的取り扱いを禁止する連邦憲法に違反すると主張した。
 - ▶ Dormant commerce clause 連邦議会ではなく州が過度に州際間の商業活動に機影を課すことを禁止する (Article 1, Section 8, Clause 3 of the U.S. Constitution)
- ▶ 協会はW社の安売りに関する文書の提出を要求
- ▶ W社は弁護士との交信等の秘匿特権による保護対象が含まれるとして異議
- ▶ この点に関しては、W社の異議は改正34条(b)(2)(C) に反する
- ▶ 全体としては、委員会の要求は認めなかった

Loop AI Labs Inc, v. Anna Gatti, et al.
Case No. 15-cv-00798-HSG(DMR), (N.D. Cal. May 6, 2016)
2016 WL 2342128

- ▶ 原告のAIシステムに関するトレード・シークレット, 特許, 秘密情報に類似していると主張
- ▶ 被告は原告の請求の根拠を明らかにするように異議申し立て
- ▶ これに対して, 原告は,
- ▶ Plaintiff also included nearly 100 pages of allegations that appear to be **cut and pasted** from Plaintiff's second amended complaint. This too, is insufficient.

Phyllis GRODZITSKY, et al.v.AMERICAN HONDA MOTOR
CO., INC. No. CV 12-1142-SVW, (C.D. Cal. June 13, 2017) 2017 WL 2616917

- ▶ 米国で販売している車種の前側ドアウインドウの機能に欠陥があることに関するクラスアクション
- ▶ カリフォルニア州消費者保護法、アイオワ州消費者保護法等の違反
- ▶ 原告の文書提出要求の対象
 - ▶ 1) ウインドウ制御関連の苦情に関するデータすべて
 - ▶ 2) 交換部品販売データ
 - ▶ 3) ウインドウ制御不具合の顧客の苦情
 - ▶ 4) カリフォルニア州での 2003 年から 2008年の当該車種の販売、リース顧客情報

- ▶ 被告は文書提出要求に対する異議の理由としてpatently privileged and protected informationと回答するだけでいいのか
- ▶ 改正規則34条の規定によると、応答側当事者は理由なしに提出しないのではない (the specific non-frivolous grounds)ことを具体的に述べなければならない。
- ▶ 改正法は2015年12月1日以降に提起された手続、
- ▶ 実務上は係属中のすべての民事裁判手続に適用する。

IN RE: BARD IVC FILTERS PRODUCTS LIABILITY LITIGATION.,
317 F.R.D. 562 (D. Arizona September 16, 2016)

- ▶ 大静脈用の血栓フィルタの欠陥に関するクラスアクション
- ▶ 原告は被告の海外子会社と当該外国の規制官庁との交信についてディスカバリを求めた
- ▶ 米国規制官庁との交信と、外国規制官庁との交信で被告会社が矛盾していないか確認する目的
- ▶ 仮に行うと対象は18か国13年間になる

- ▶ 2015年改正後の26条における"proportionality"の解釈
- ▶ 裁判所の判断
- ▶ 原告が、米国規制官庁との交信と外国規制官庁との交信で、被告会社が矛盾していないか確認する目的
- ▶ 仮に18か国13年間分について、外国会社のデータ管理者を把握し、保存したデータからデータを回復する被告の負担
 - ▶ 外国会社が当該外国規制官庁との対応は米国会社の担当者にメールの回覧が来る
 - ▶ 外国によっては製品の使用箇所が異なり外国会社が異なる対応を取ることもある
- ▶ 得られる情報
- ▶ 結論：本件でのディスカバリは認めなかった

連邦民事訴訟規則2015年改正

- ▶ ディスカバリ関係の改正
- ▶ ディスカバリの繰り返し起こる問題
- ▶ コスト・時間の負担、手続の遅延
- ▶ Report of the Advisory Committee on Federal Rules of Civil Procedure (My 2, 2014)
 - ▶ 実務上のディスカバリの負担がディスカバリで得られる利益に見合っていない (proportional) いない
 - ▶ 証拠提出を求める範囲の明確、かつ、絞ったもの
 - ▶ 証拠提出要求に対する理由のない異議を制限

規則34条改正内容

- ▶ 文書提出要求(RFP=Request for Production)に対する応答側当事者は、30日以内に文書送達により応答するか、26条f項の協議前の要求であれば第一回協議日後30日以内に応答しなければならない
- ▶ 文書提出要求に対する特定された異議
- ▶ 文書提出要求を拒むためには根拠に基づく異議
 - ▶ 検索方法を説明することも特定された異議のための要素になる
- ▶ 文書提出要求に対する応答は、応答側当事者が30日以内もしくはは応答に必要な合理的な時期に行わなければならない

United States District Court Northern District of California GUIDELINES FOR THE DISCOVERY OF ELECTRONICALLY STORED INFORMATION

- ▶ GENERAL GUIDELINES
 - ▶ Guideline 1.01 (Purpose)
 - ▶ **Guideline 1.02 (Cooperation)**
 - ▶ Guideline 1.03 (Discovery Proportionality)
- ▶ ESI DISCOVERY GUIDELINES Guideline 2.01 (Preservation)
 - ▶ Guideline 2.02 (Rule 26(f) Meet and Confer)
 - ▶ Guideline 2.03 (Cooperation and Informal Discovery Regarding ESI)
 - ▶ Guideline 2.04 (Disputes Regarding ESI Issues)
 - ▶ Guideline 2.05 (E-Discovery Liaison(s))
- ▶ EDUCATION GUIDELINES
 - ▶ Guideline 3.01 (Judicial Expectations of Counsel)

2015年連邦民訴規則改正後
裁判所によるガイドラインの
ひとつ

大変おおざっぱにまとめると：
保存も提出も範囲明確かつ絞り
広い意味での費用対効果の観点
早期に手続きを遅延させず
両当事者が協力すること